

税制調査会（第15回総会）議事録

日 時：令和4年9月9日（金）14時29分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○中里会長

ただいまから第15回「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいており、オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコンの操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡を頂戴できればと思います。

また、プレスの皆様には、密回避のため、別室にてリアルタイムで会議の様子を御覧いただくこととしております。

加えて、インターネットでのリアルタイム中継も行っておりますので、お含みおきください。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、前回までに引き続き、経済社会の構造変化等に関して、お二人の有識者の先生方からヒアリングを行いたいと思います。

本日は、青山学院大学の耳塚寛明特任教授、早稲田大学の菊池馨実教授のお二人からお話をお伺いいたします。

先生方、本日はお忙しいところ本当にありがとうございます。

それでは、有識者ヒアリングに入りたいと思います。

最初に、青山学院大学の耳塚先生から「所得・資産等からみた社会環境」という視点から御知見を賜り、早稲田大学の菊池先生から「社会保障の変容」という視点からの御知見を賜りたいと思います。

お二人からの御説明の後に、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

それでは、まず、耳塚先生から御説明をお願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

今日は「家庭のSESによる学力格差」というテーマで意見発表を行います。私の専門は教育社会学でございます。資料は全部で20ページあり、5つのポイントがございます。1つ目のポイントは2ページ目からで、高等教育進学への障壁について概観をいたします。2つ目のポイントは5ページ目からで、「SES」、これは今回のキーワードの一つになります。3つ目のポイントは7ページ目からで、学力格差の検討に用いるデータをご紹介します。4つ目のポイントが今日の報告の中核部分になりますが、9ページ目からSESと子供の学力の関係についてデータを基にして報告をいたします。最後に5つ目のポイントは18ページ目からで、政策的なインプリケーションを整理い

たしました。

初めに、社会的地位を左右するものとして3ページ目を御覧ください。右側のデータは学歴別の生涯賃金をまとめたもので、学歴によって生涯賃金が異なることを示しています。左側は高校卒業後の予定進路をまとめたもので、学歴を左右する要因の一つとして、家計年収の影響力を示したグラフになります。

4ページ目は世帯収入と学力の関係を小6と中3について示したデータになります。所得が最も低いグループと最も高いグループを比較してみますと、正答率に20%ポイント以上の開きがございます。

2ページ目へ戻りますが、これらのデータから高等教育進学への主な障壁をリストアップしてみますと、1つ目は「金がない」、2つ目は「学力がない」、3つ目は「アスピレーション（進学意欲）がない」ことが挙げられます。そして、今日の報告の中心的なテーマは、2つ目の障壁である「学力がない」問題、言い換えますと、SESによる学力格差の問題を中心に据えて話したいと思います。

5ページ目ですが、SES (Socio-Economic Status 社会経済的地位) について、社会学理論によりますと、子供の学力形成に影響を与える要因としては、経済資本・文化資本・社会関係資本、この3つの資本が重要であるとされています。このうち、特に家庭の経済資本と文化資本の総量を測定した指標がSESということになります。具体的には、保護者に対する調査結果から、家庭の所得、父親の学歴、母親の学歴の3つの変数を合成した指標で、4つのグループに分けて分析しております。この報告では後ほど述べる調査データを基にSESを測定しておりますが、ポイントとしては、しばしば誤解されてはいますが、経済資本だけが重要というわけではなく、文化資本、易しく言い換えると文化的な環境の影響力も相当程度重要であるという点です。

6ページ目の右側の列を御覧ください。3つの資本の概念についてです。経済資本については、所得と財産という2つの側面を持ちます。文化資本については、文化がモノの形を取っている環境、例えば本の冊数や、絵画といったものと、価値や行動様式の形態を取るものがございます。例えば、学業をどれだけ重視するかという点については、家庭による差が非常に大きくなっております。どういう行動様式を身につけさせるようなしつけをしているかも違いますし、家庭の中での話題等も相当大的な違いがございます。これらをまとめて文化資本として捉えております。他に、社会関係資本がございます。

家庭的な背景が学力に影響を与えるといったときに、そこには2つの道筋が想定できます。一つは、家庭的な背景が学力に直接影響を与えるという道筋です。もう一つは、家庭的な背景が努力を媒介として学力に影響を与えるという道筋です。後ほどデータを基にこの関係を見ていきます。

7ページ目から学力格差を検討していくことになりますが、そのときに用いるデータは以下のものがございます。文部科学省は、平成25年度から、3年から4年に1度、

全国学力・学習状況調査の一環として、保護者に対する調査を実施しております。これまで3回実施しておりますが、結果が公表されているのは2回分です。保護者に対する調査の結果を子供に対する調査、学力調査や質問紙調査の結果とつなぎ合わせることで、家庭状況と学力の関係、あるいは不利な環境にもかかわらず成果を上げている学校や児童生徒の取組を分析することができるようになりました。これらの分析を行った結果が、スライド上段の①から④までの報告で、いずれもインターネット上で公表されております。平成25年度まではこういう分析は不可能でした。家庭環境に関する詳細なデータを日本では収集することができなかつたことが理由で、家庭状況と学力の関係をナショナル・サンプルによって分析した研究は、平成25年度の研究が初めてのものであり、平成29年度の研究が2回目になります。

8 ページ目は、調査の規模等について書いたものでございます。

9 ページ目ですが、ここから家庭の社会経済的背景（SES）と児童生徒の学力の関係についての結果であり、SESを4つのランクに分けて、学力との関係に関して小6と中3について示した表になります。国語Aや国語B、算数A、算数Bと書かれていますが、これは問題の種別を表したもので、詳細については4 ページ目のグラフの下に説明がございませぬ。まとめると、家庭のSESが高い児童生徒の方が各教科の平均正答率が高い傾向にあります。また、学年や教科の種別によってほとんど変わらない結果が得られております。

10 ページ目ですが、算数（小6）の総点数を従属変数とした重回帰分析の結果を示したものです。中3や国語についてもほぼ同様の結果が得られており、違いがございませぬでした。要約すると、家庭のSESは子供の学力を規定する最強の変数の一つといえます。この表の中にも出てまいりますが、SESに次いで強い影響力を持っているのは保護者の教育期待（子供にどこまでの学歴の取得を期待しているか）です。

11 ページ目ですが、SESだけが学力を左右するわけではありません。例えば子供の学校外での学習時間は子供自身の努力の指標とみなすこともでき、これも学力に影響を与える要因の一つになります。あるいは学校の組織的な教育指導の体制によってSESの影響力を小さくすることも可能で、こういった要因もSES以外に学力を左右する要因になります。これから順番に見ていきます。

12 ページ目ですが、まず子供の家庭での学習時間は学力に影響するかという問題をデータで解いてみることにします。右側のグラフは平日の学習時間と正答率の関係を示したものです。グラフを見て明らかですが、学習時間が長い子供ほど正答率が高いという関係が表れています。左側のグラフはSESと正答率との関係を示したものです。SESが高いほど学力が高いという関係を読み取ることができます。

しかし、この2つのグラフは2つの変数間の関係をそれぞれ示しているだけで、3変数間の関係を見る必要がございませぬ。

13 ページ目はSES別に学習時間と平均正答率を示したもので、つまり、3つの変数間の

関係を示したグラフです。左側のグラフが小6の国語A、右側のグラフが中3の国語Aについてですが、学年・教科による違いはほとんどありませんでした。同じSESの階層の中では学習時間が長いほど学力は高い傾向があるため、学習時間と学力の関係は疑似相関ではなく、努力は学力に対して独自の効果、一定の大きさの効果を持っていることが分かります。

しかし、学習時間の効果は限定的であり、それをクリアに見るために、14ページ目のグラフを作成いたしました。グラフの一番左側の縦棒は、一番低いSESの階層で1日に3時間以上学習する子供の学力を表しており、58.9であります。これに対して、一番右側の縦棒は、一番高いSESの家で全く勉強しない子供の学力の平均値を示しています。一番高いSESと一番低いSESを比較してみると、低いSESの階層で3時間以上学習しても、平均値では高いSESの家で全く勉強しない子供の学力には追いつかないということです。一人一人の子供でみれば追いつくケースももちろん存在はしますが、平均値で見る限りでは、そのような結果が出ています。SESの影響を努力の影響と比較すると、一番高い層と一番低いSESを比べた場合、1日に3時間以上の努力の量に匹敵するような影響を持っているということです。

15ページ目ですが、多変量解析を試してみても確認をすることができます。先ほどの三重クロス集計表を基にしたデータは、より視覚的に分かりやすく示すためのデータでございます。

さて、SESだけが影響を与えているわけではなく、ほかの要因の影響もあるということをお知らせしました。16ページ目のグラフは学校での組織的な指導体制が一体どういう影響力を持っているかということについてであります。学校での組織的な教育指導によってSESの強い影響力を小さくすることは不可能ではありません。私たちは、「高い成果を上げている学校」を、「SESから予測される学力を相当程度上回る成果を上げている学校」と定義しました。それを平面上で表現すると、スライドの図のようになります。横軸に学校の平均SESを、縦軸に学校の平均学力を取ります。この平面上に各学校をプロットすると、青い点のようになります。斜線が引かれておりますが、これがSESから予測される学力を達成している学校の直線です。この線上にあれば、SESから予測される学力をほぼその学校では実現しているということになります。このグラフで斜線よりも随分下にある学校があるのと同様に、随分上にある学校も存在しており、SESから予測される学力を相当上回る成果を上げている学校になります。

今日の報告ではこの話はここまでになります。学校の組織的な指導体制によってSESの影響を一定程度克服することは可能だと申し上げましたが、どういうことをやればいいのかということが大きな関心事となっております。調査研究の中では実際にこういう高い成果を上げている学校を訪問調査して、実際に行われている取組を抽出するという作業をしております。

17ページ目は、保護者の意識や関与の仕方もSESの影響にかかわらず子供の学力を高

める効果を持っているというデータです。具体的には、幼少時に本の読み聞かせをしたり、新聞を読むことを子供に奨励したりといった取組をしていると、SESにかかわらず子供の学力は高くなる傾向にあることが分かっております。特に幼少時の読み聞かせについては、日本だけでなく外国でも確認されております。

最後に、政策的なインプリケーションをまとめておきたいと思います。

18ページ目ですが、学力を最も規定する要因はSESであります。この意味で、学力格差は学校を舞台にした現象ではありますが、教育問題というよりは社会問題であると言ったほうがいいと思います。

また、文化資本と経済資本の格差自体を縮小する有効な政策が求められています。

しかし、文化資本について、家庭の文化的環境の凸凹は、政府や自治体の政策が最も及びにくい領域であります。それゆえ現実的には、所得の再分配政策や雇用政策あるいは福祉政策によって経済資本の凸凹を縮小する政策が特に重要となります。

学力格差にどう対するかの観点からは、対症療法と構造療法との両面作戦が必要になります。対症療法は、特に不利益の大きな子供にパッチを貼っていくという施策です。構造療法は、不利益層が生じないあるいは不利益層の縮小を図るよう、原因に根っこから働きかけるような施策です。

教育施策や学校での取組も、対症療法として一定の意義を持っていることが高い成果を上げている学校についての研究から明らかになりました。ただし、学校が頑張ればいいという問題ではなく、問題は学校が頑張れるような状況をどう行政がつくり出すのかという点にあります。ただ単に学校頑張れとお尻をひっぱたいても学校では何事もできません。

19ページ目はメリトクラシーについてのお話で、業績主義社会と訳しておきますが、公平な競争の結果である限りにおいて、メリットに応じて富や地位が不均等にあるいは不平等に配分されることを正当だと認める社会であります。しかし、SESによって生じる学力格差は正当だと言えるだろうか。SESによる学力格差は、親世代の格差が子世代へと再生産され、人生のスタートラインにおいて機会が平等に開かれているわけではないことを端的に示しています。誰にでも機会が開かれた競争という、メリトクラシーを支える公正前提が、子供の学力格差によって突き崩されてしまいます。この意味で、SESによる学力格差がある社会は公平な社会とは言い難く、放置されて良い現象とは思われません。

以上で報告を終わりますが、20ページ目は今日報告の基になった報告書と、昨年、一般向けの読み物として出版した本を挙げましたので、御参照いただければと思います。

○中里会長

どうもありがとうございました。

続きまして、菊池先生、御説明をお願いします。

○菊池早稲田大学教授

私は早稲田大学で、法学部、法学研究科、法務研究科で社会保障法の分野を担当しております。

資料総15-3は参考資料として二点お付けしております。一点目は厚生労働省の地域共生社会をめぐる最近の動向の関連資料で、二点目は内閣府の孤独・孤立対策の重点計画の関連資料です。私は両方関わらせていただいておりますが、今日は時間の関係で直接触れることはいたしません。

資料総15-2で、まず2ページ目ですが、本日は社会関係資本に絡めてということで、私はこの専門家ではありませんが、言ってみれば社会の「溜め」という言い方ができるのではないかと思います。「溜め」というのは社会活動家の湯浅誠さんが使われた言葉で、私も非常にしっくりくる言葉だと思っております。2040年に向け、1,000万人以上の生産年齢人口減、そして、介護の分野でいえば介護職員70万人がさらに必要になるといわれております。一面では、ICT、AIなどテクノロジーの推進といった方策で、生産性の向上を図っていくという面があるかと思えます。

ただ、こうした人口減少社会は物的・経済的な資本のレベル、社会保障の世界でいえば給付と負担の適正なバランスも大変重要ですが、これだけで万事解決できる課題と言い切れるかという問題意識を持っております。つまり、この社会を支えるセーフティネット機能は、例えば家族、企業、地域といったものが挙げられると思いますが、現状これらがいずれも脆弱化していると考えております。家族機能に関しては、家族形態が多様化し、単身世帯や高齢者のみ世帯が非常に増えており、もはや家族の機能にセーフティネット機能を依存することには限界が来ております。いわゆる日本型雇用が一部揺らいでいるということで、雇用者のみならずその家族も支えてきた給与制度、企業福祉などが維持できなくなっている面があります。そして、地域においても、住民同士の支え合いのようなものが失われつつあります。これは都会だけでなく、地方でも同様の状況であると自治体の方からよくお聞きします。典型的には自治会の参加率がどんどん下がっており、非常に危機感が持たれている状況です。

自助・互助共助・公助といった表現が社会保障との関連でよく使われますが、自助、個人はそれなりに頑張っていると思います。そして、公助ですが、国も頑張っており、コロナ禍で大量に公費を発動して生活を支えているという面があると思います。課題はいわゆる互助共助をどうやって再構築していくかということだと思います。人々の生活のありようは、個人の努力だけでも、国の努力だけでも補えない部分があるのではないかと思います。

格差が固定化され、分断化されつつあるとよく言われますが、こういった現在の社会の中で、人と人の関係性をつなぎ直す営みが必要ではないかということで、そうした政策的な試みが最近なされつつあると考えています。いわゆる地域共生社会に向けた政策動向がこれに当たります。そして、こういった動向というのは、歴史的にも理論的にも言わば必然と言えるのではないかというのが私の問題意識であり、歴史的な経

過と理論面の2つをお話しさせていただきます。

まず、歴史的な観点から申し上げます。3ページ目ですが、社会保障の伝統的理解というのは、国民が社会生活を送る上で生じる様々な「要保障事由」、生活上の社会的なリスクの発現に際して行われる「給付」と理解されてきました。給付の中身としては、お金であったり、物であったり、サービスであったりしました。日本の社会保障制度の基盤をつくったと言われる1950年の社会保障制度審議会勧告もこういった理解に立っていると考えております。

4ページ目ですが、こういった伝統的な社会保障の捉え方に限界が見えてきたということで三点挙げていますが、一点目は、事故あるいはリスクに着目した捉え方に限界が見えてきたということです。もともとは貧困や生活困窮に陥り得る場面で、それをセーフティネットで支えるというのが社会保障の捉え方だったのですが、そうした捉え方では子供だけではなく人が発達し成長を遂げていくことに向けた支援やサポートといった積極的な保障、これも社会保障の一つであると思いますが、そういった積極的な保障を支える根拠とはなり難いということです。戦後の貧困、困窮した状況とは違うということです。

二点目は、給付が用意されているとしても、受給に至るまでのプロセス（手続）までは当然に保障されていないということで、いわゆる申請主義の問題と言われます。

三点目は、社会保障は給付であるとして、支給側から受給側への一方的な関係性のベクトル、言わばお世話している側からされている側へという、このベクトルは当然に変わらないということです。こういった関係が固定化されることに伴う依存、非主体化（社会保障が人の主体性を奪う）といった問題が逆に生じ得ます。この関係性にベールをかける装置として、世界各国では社会保険という人類の英知と言っても良いと思いますが、言わば「見えない連帯」の仕組みを導入しました。ただ、これも昨今、連帯の「見える化」というか、そもそも被用者保険に入れなかった人たちが相当数存在し、そして、いわゆる高齢者中心型社会保障と言われるものが出来上がったということかと思えます。

5ページ目ですが、戦後福祉国家の発展に伴い、給付による国家単位での所得再分配による貧困への対応がなされてきました。経済成長を前提とした社会保障制度の充実により、こうしたマクロ的な再分配はかなり成功を遂げたと思います。しかし、一方でマクロ的な再分配の網の目から漏れた人たちの存在がまた明らかになってきて、さきに述べた3つの課題が発見されてきたということです。給付のみで社会保障を捉えていくことの限界が明らかになってきました。

そこで、この相談支援、福祉の世界におけるソーシャルワークとかなり近いと思いますが、昨今その必要性が再認識されるに至ったと思います。支援する側が支援される側との一方的ではなく相互的な関係性を前提として、社会的に「排除」された人々を個別的に社会とのつながり直しを通じて「包摂」していく仕組みの必要性が認識され

るようになりました。ひきこもりなどがその典型例です。一回的・一方的な給付も重要ですが、それと並んで継続的・双方向的な相談支援の重要性が明らかになってきました。

以上の歴史的な側面とは別に、法理論的な面から考えても、同様の結論に至るのではないかと考えています。

6 ページ目ですが、社会保障は何のためにあるのかということ、私は「個人の自律の支援」にあると考えております。戦後以来、通説的には「国民の生活保障」が社会保障の目的であると考えられてきました。その規範的な根拠として、有名な憲法25条の生存権があります。もちろん憲法25条を否定するわけではありませんが、私は、社会保障の目的は「個人が人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求していくことを可能にするための条件整備」にあると、四半世紀にわたって考えております。ここでいう「自律」というのは、個人が主体的かつ自由に自らの生き方を追求できることを意味します。法的根拠としては、憲法13条の幸福追求権、人格的自律権を考えております。

7 ページ目ですが、従来の憲法25条的な生存権論は、社会保障を国家から国民に対する一方的な給付関係として捉えてきたという側面を否定できないと思っております。国家責任を強調するという考え方で、個人は権利義務の主体というよりは、言わば「保護されるべき客体」と捉えられがちであったと思います。そうではなく、個人の自律を基盤に据えることで、社会保障制度における個人を、法の「客体」ではなく積極的・能動的な権利義務の「主体」として捉え直すことができるのではないかとということです。個人を中心に捉えることで、人の発達・成長そのものを社会保障の目的として捉えることが可能になりますし、生存権的・セーフティネット的な、結果平等的な捉え方というよりは、言わば実質的機会平等に重心を置くことが容易になるだろうということです。

8 ページ目ですが、個人の自律支援の仕組みとしての社会保障という捉え方の中では、個人の主体性の尊重が求められることとなります。人は保護されるべき「客体」ではなく、それぞれの生き方を追求する「主体」、人生という物語の主役であると考えます。

そうした主体性を確保するために必要とされるものとして、支援する側とされる側の関係性のベクトルが一方的に固定されかねない仕組みを回避し、関係性のベクトルを相互的・可変的にしていくことが必要です。そのためには、一方的な給付だけではなく、相談支援による個別的なアプローチが必要と考えられます。給付による国レベルでの集団的所得再分配は大変重要で不可欠ではありますが、それだけでは不十分だということです。

9 ページ目ですが、自律支援には2つの側面があり、一つは、自らの人生を紡いでいくに当たっての本人支援の面です。もう一つは、本人が自らの人生を紡いでいくこと

を可能とするための社会的諸条件・環境の整備という側面です。この社会的諸条件・環境整備の中に、いわゆる「地域」の基盤整備も含まれていると考えます。私は、地域というのは、地理的な意味での捉え方もありますが、「人と人のつながりの束」と考えています。ただ、こうした支え合いの場としての地域が、現代社会においては失われてきており、あえてそういった束縛から離れることをみんなが望んだということでもあると思います。しかし、その支え合う関係性を前提とした相談支援の仕組みづくりや地域づくりを通して、社会保障の理念としての相互扶助的な市民意識を再構築できないか。それこそが財政面とは別の意味で社会保障の持続可能性を高める（社会関係資本を豊かにする）ことにつながるのではないかと考えています。

人には、他者との関係性の中で、自己の存在を確認し、肯定する（できる）ことで、主体的な生が引き出される面があり、一人で自律して生きていくことはできないと思います。主体性を引き出された人が、対等な関係性を基盤として「支えられる」存在から、「支える」側にも立ち得る潜在的可能性を想定する必要があると思います。こうした支え合う関係性を前提とした相談支援の仕組みづくりや地域づくりが必要ではないかということです。

以上、2つの側面から述べさせていただきましたが、もう少し地域との関連でお話しさせていただきたいと思います。相談支援が大事だといいますが、その前提として社会保障は給付ですので、給付自体がしっかりしたものでないと生活が保障されないということで、給付そのものの課題も依然として多々ございます。10ページ目に挙げたのはその一例ですが、いわゆる全世代型社会保障構築会議の中でこれからまた議論が進んでいくと思いますが、非常にいろいろな課題があります。ただ、繰り返しになりますが、給付だけでは問題解決はできないのではないかとという問題意識がございませぬ。こうした相談支援は、国が直接一人一人の国民に対して話を聞くようなものではなく、自治体あるいはそれより狭い地域において行われるものであります。行政、地方行政、専門職が担っていくわけですが、それだけでも足りず、地域を構成する「住民」も担い手になります。そうした住民の基盤がないところで一人一人を地域とつなぎ直すような取組はできません。住民の中での支え合いのようなものがなければ成り立たず、そのための地域づくりをどうやっていくかということが課題です。社会福祉・社会保障の側面からも、生活困窮者自立支援制度ができ、そして、包括的支援体制整備が進み、いわゆる地域共生社会に向けた取組がなされております。

11ページ目が関連する法制度の流れでございまして、資料総15-3の7ページ目から11ページ目あたりに考え方をまとめていますので、後ほど御覧いただければと思います。

12ページ目ですが、福祉だけで考えても不十分であるということにも関わりますが、最近、内閣府で孤独・孤立対策が進められています。孤独・孤立、孤独感を覚えることが「しばしばある」「時々ある」「たまにある」と回答した方が、合わせて36.4%とい

う調査結果がまとめられており、これも資料総15-3の17ページに記載されていますので、後ほど御覧いただければと思いますが、重点計画が昨年12月に策定されています。もともとは貧困に焦点が当たっていたのが、最近は孤立に焦点が移行しており、歴史的・理論的な背景が関わっております。

現実には、コロナ禍で相談支援件数が劇的に増えており、いろいろな悩み事を抱える中で相談内容が複雑化しているのが昨今の状況だと言われています。3つ以上の課題を抱える相談者が半数以上いらっしゃいます。

13ページ目ですが、孤独・孤立というのは「人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るもの」であります。社会保障と同じような発想で、一つの社会的リスクと捉えることで、それに対する社会的な合意づけができれば、財政的に支援する対応も容易になっていくかもしれません。気の毒な人がいるから助けてあげようという慈善的な発想では進みませんし、孤独・孤立が個人責任だということでもありません。社会構造的な問題だという捉え方が必要だと思います。そして、先ほど申しましたように「生存権保障」という発想でもないと思います。生存を維持する衣食住が確保されるだけでは解決できず、ひきこもりが典型であります、「関係性」を保障することに価値を見いだすという前提が置かれる必要があると思います。

14ページ目は補足的な話になりますが、本人だけでなく、それを取り巻く家族支援も最近必要な視点として挙げられるようになっていきます。支援者支援ということで、ヤングケアラーにかなりスポットが当たっていますが、決してそれだけではありません。

それから、いろいろな困り事、生活課題というのは、複合的に生じるのがむしろ普通で、コロナ禍でさらに複雑化しております。

15ページ目ですが、「関係性の保障」の場として、地域での対応が求められます。そのためにはプラットフォームの形成が非常に重要になってきますし、行政だけではない官・民・NPOなどの連携が必要になってきます。

16ページ目ですが、地域での孤独・孤立対策は決して福祉・社会保障分野で完結するものでもなく、教育、医療、まちづくりまで含めた住民活動などとの連携という視点が必要になってきます。

ただ、課題といいますか、こういった支援が必要だということはある程度御理解いただけたとしても、支援の効果を数値化するのは正直難しいです。相談件数は出せるとしても、それがその人の幸福度につながったとか、それで社会とつながり直しができたとか、就労者数は数値として出せるかもしれませんが、必ずしも就労につながらなくても社会とのつながり直しができたということも評価できるとすれば、効果を測るのは難しいというのがこの分野の大きな課題だと思います。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、委員の皆様から御意見などがあればお願いしたいと思います。

御意見等がございます方は、会場で御出席の方も含め、画面上の挙手ボタンを押してください。

発言順については、私から指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言ください。

挙手いただいた順に基本的には指名させていただきますが、それぞれの委員の皆様のお出席可能な時間の関係等で前後する場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

大竹特別委員、お願いいたします。

○大竹特別委員

私は耳塚先生と菊池先生に1問ずつ質問があります。

まず、耳塚先生の資料の14ページ目のグラフで衝撃的だったのが、勉強時間が学力に与える影響はSESの影響を逆転させることができないということです。これはヘックマンの研究のように、就学前までの発達の影響が大きいからだとお考えなのか、それとも、例えば勉強時間について、塾での勉強時間と家庭での勉強時間を分けていないので、勉強時間の効率性の差を反映している可能性があるということでしょうか。あるいは、SESの差に含まれるのは、家庭学習の際の環境や学習教材の差もあるかもしれません。私は同じ勉強時間でも効率性が違う可能性を含んでいるのではないかと考えています。それは学校での取組によって随分学力差が違ってくるというデータもお示しされているので、環境の差があるように思うのです。もしそういうことであれば、公的に塾あるいは学習素材を支援することで、SESの影響をより小さくできる可能性があるのではないかと考えますし、もしそういう影響ではなく、ヘックマンが言うように就学前までの家庭環境、発達の影響であるということであれば、政策的にはもっと早い段階での介入が必要ということかと思えます。もしこの辺りについて御知見をお持ちでしたら教えていただきたいと思います。

菊池先生については、4ページ目に社会保障の申請主義という言葉があるのですが、私は行動経済学の専門家で、これは行動経済学でも議論されています。申請主義は、オプトインと呼ばれるもので、申請しなければ、受給の意思がないとみなされます。逆に、プッシュ型の社会保障というオプトアウト型がこの申請主義と反対の定式化になります。税情報などの行政情報で社会保障の必要性があることが行政側で分かれば、例えば就学援助などの社会保障を給付していったら、本人が不要であれば拒否をするというタイプです。これは法的には問題があるとお考えなのか、あるいは菊池先生は自律性を重視されていますが、このプッシュ型でも選択の自由はあるので自律的である

とも思えるのですが、申請主義の方が自律的であるのであればそれは弱くなるとも思ったのですが、この点について御意見をいただければと思います。

○中里会長

それでは、耳塚先生からお願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

まず、就学前の介入は効果がある可能性があるか、あるいは学校外学習へのアクセスの影響があるのかという問題ですが、いずれについても現段階では確定的なことを客観的な証左に基づいてお答えすることができません。私の考えとしては、就学前の教育等の影響は間違いなく存在するはずであるが、日本で米国と同じような影響があるかどうかは大変疑問です。主な根拠は、アメリカでの知見、特に経済学的な知見に依存しているところが大きいと思いますが、幼児教育の普及度あるいは質という点で、米国と日本では相当に文脈が違っているので、本当のところは日本でのパネル調査等の研究がこれから必要になってくる気がしています。ですから、この点はまだ不明確な段階です。

次に、学校外教育の影響で、SESが学校外教育のアクセスを規定していて、それが結果的に学力に影響するという道筋は確かに存在すると思います。その中のある部分は学校外教育にアクセスをする、あるいはその代わりに学校が補習等の学習機会を強化する等によって補う、保障することは一部分では可能であろうと思っています。一つ興味深いのは、実は学習時間の長さや学力との関係はSESによって違っていて、SESが高い層ほど学習時間の学力に対する効果が明らかに強く出てきます。その理由を考えると、学び方自体をSESが低い層はよく分かっていないという影響等もあると考えられます。ですから、この点を特に学校あるいは学校外学習機関できめ細かにケアすることによって、その分SESの影響を減らすことができるであろうと考えております。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

とりわけ法学者は国家と個人の関係を非常に慎重に考え、個人の自由の領域を慎重に捉える、守ることの大事さを重視する面があります。私も自律というものの価値を大事にするということを申し上げています。一方で、様々な技術発展により情報格差が生じている中で申請主義を固く守るのかというと、そうではなく、制度ごとに考えていくことになると思います。例えば一律定額に給付される給付金のようなのであれば、個人情報把握していれば一律に国から給付することが効率的であり公平でもあるということになると思います。一方で、例えば生活保護の申請をするかしないかというときに、これは個人の判断ですので、受けやすい制度にどうやってするかというまた別の問題はありますが、国からそういった給付をもらうかもらわないかは、生活保護基準を下回っていてもそれは個人の選択に委ねられる分野だと思っています。です

から、お答えとしては、制度ごとに考えていく、ただ、一律に給付できるものはしていくという方向性は大事にしたいと思っています。

○大竹特別委員

一点だけ、私が申し上げたのは一律にするという話ではなく、拒否権はあるので、あなたは給付の対象ですが受け入れますかという通知を政府からします。そうするとノーと言うことが担保されているので、そこは同じなのです。その点補足させていただきました。

○菊池早稲田大学教授

そうであっても、例えば生活保護の申請に当たって、給付するのがデフォルトであるというのは、私の感覚からすると原則と例外が逆で難しいと考えます。

○大竹特別委員

それぞれによって違うというのはそうだと思います。就学援助の場合はどうか、給食の援助など、いろいろあると思います。

○菊池早稲田大学教授

就学援助は微妙ですが、給食は一律でも良いかもしれません。それは生活保護とは違った捉え方ができるように思います。

○中里会長

行動経済学は行動経済学なりの様々なお考えがあると思いますし、社会保障法は社会保障法で様々なお考えがあると思いますので、それぞれのお考えの差をお聞きできることはとても参考になります。

それでは、武田委員、お願いします。

○武田委員

私は耳塚先生に質問させていただきたいと思います。

一点目は、SESについて、3つの変数を合成した指数と最初に御説明いただきましたが、これが所得によるものなのか、御両親の学歴によるものなのかという点も、今後の政策を考える上で重要だと思います。3つの変数を合成しているということは、この差は研究対象にはされていないということによろしいのでしょうか。

二点目は、本日は学校の努力の差による説明は割愛されましたが、もしよろしければどういった取組によって違いがあるのか、代表例として先生がお気づきの点があればお聞かせください。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

一点目の御質問ですが、一般的に家庭の社会経済的な背景を測るときに、今日の報告で用いましたように、それらを1本の物差しで測る方法と、個別的な側面において測る方法の2つがあり得ます。なぜSESという1本の物差しにするかということ、そもそ

も所得と親の学歴の間に相当程度の相関があることから、1つの物差しにしてみてもあまり問題はないという側面があるからで、また、操作的にも分析をする場合にも1つの物差しにした方がやりやすいということがございます。それが今日の報告の中でも申し上げましたように、経済資本と文化資本の総量を表す指標としてのSESという考え方で、これを使った分析が一般的に日本だけではなく、海外でも行われることが多くなっております。しかし、もう一つ、経済資本と文化資本はそれぞれ独自の影響を持っていることもまた事実であります。例えば経済資本は乏しくても文化資本が豊富な階層、教員層などはその例かと思いますが、そういう層も実際にあるわけで、見方を変えれば、所得ではなく親の学歴による独自の効果も見られます。今日はデータを持ってきておりませんが、文化資本の効果も相当大きいと考えられます。感覚的には所得よりも親の学歴の方が有力な変数であると見ており、それほど間違っていないだろうと思います。

二点目の御質問ですが、高い成果を上げている学校で具体的にどんな取組が見られたのかという御質問であると理解してよろしいでしょうか。いろいろありますが、一つは家庭学習指導に関する取組がございます。例えばこれは驚いたのですが、高い成果を上げている学校にほぼ共通して見られた取組で、ほかの学校で相対的に少ない取組が見いだされました。どういう取組かという、自分で学習する内容を決めて学習をして、その結果を宿題として出させる。自学自習みたいなものですが、これを毎日やっています。しかも、毎日その自学の成果をノートに書いて学校に提出するのですが、そのノートに必ず教員がフィードバックの言葉を添えて子供に返す。こうしたことに取り組んでいる例が見られました。ほかの例としては、学校の研修システムの特徴や、小中連携教育、あるいは少人数教育の実践、補充学習等について、高い成果を上げている学校に特徴的に見られた取組を見いだすことができました。

○中里会長

岡崎特別委員、お願いします。

○岡崎特別委員

菊池先生とは社会保障の特に貧困問題について、共に今、自立支援等の委員会等で意見交換をさせていただいておりますが、コロナ禍で特定の階層において、貧困がかなり広がってきたことを我々も非常に懸念しております。データでいうと、それぞれ社会福祉協議会が小口資金の貸付け制度を持っておりまして、飛躍的に貸付残高が非常に増えております。全国でいうと、これは基本的に小口貸付けなので、そんなに大きい貸付けは本来的にはなかったのですが、今回のコロナウイルスの関係で、特に自営業の方、母子所帯の方々等の貸付けも非常に増えており、全体として今の残高は1兆円を超えています。1兆円という数字がいわゆる小口貸付けで出るとは全然想定していなかったのですが、非常に大きい貸付けになっており、所得が低い方が相当借りているので、償還ができなくなるというのが全国の社会福祉協議会が直面する大きな

悩みになっております。

先ほど生活保護の話も出ましたが、生活保護はかつて相当バッシングもありましたので、40代、50代、若い方も生活保護は受けたくないという心理的な傾向がかなり強いと思います。本当は生活保護基準以下の生活を強いられているが、生活保護を申請せずに貸付けですっとしのいでいるという現状が一つの大きな課題であります。中長期で見ると、全体として人口が減る中で労働者の人口も減っていくので、ここを何とか下支えしないと労働者不足の問題にもつながります。生活困窮の方々の一定の底上げを支援しながら、その方々がまた働き出すようになると一定の労働力にもなるので、そこが一つ今のポイントではないかと思えます。

耳塚先生から学力のお話がありましたが、貧困の連鎖を避ける、特に親と子供の貧困の連鎖をできるだけつながないということで、我々は、高学歴ではなく、例えば生活保護を受けられている中学生の方々に対して、行政でチャレンジ塾という無償の塾をやっております。高校進学につなげるため、申込者が300人ぐらいいらっしゃいますが、年間で延べ1万人ぐらい市内10か所のチャレンジ塾という無償の塾で、教科書で分からないところを全部教えており、チャレンジ塾に来ている子供さんについては、通信教育とかいろいろありますが、ほぼ100%高校に進学しているという実績があります。

また、高校卒業資格を持っていないと、今、コンビニエンスストアでも採用されないもので、現実問題として中卒だとほとんど働く場所がないと思います。貧困の連鎖を避けるためにそういうものやっており、埼玉県などは全市町村でやっているとします。高知市でも退職教員の協力で非常に積極的にやっており、できるだけ高校へ行っていただいて仕事に就いてもらう支援をやっております。

最後に、コロナの影響で孤立化・孤独化、貧困がかなり広がりましたので、そこをしっかりいろいろな政策で支えてあげないと労働者が確保できないことにつながりますので、菊池先生がおっしゃった丁寧なきめ細かな対応が重要になると思います。

○中里会長

岡崎特別委員、今の御発言はコメントということでよろしいでしょうか。

○岡崎特別委員

はい。

○中里会長

分かりました。

菊池先生、何かもしありましたらお願いします。

○菊池早稲田大学教授

岡崎特別委員にはいつもいろいろ教えていただいておりますが、お話にございましたように、コロナ禍で生活保護の保護率が上がっていないのは、その手前でお話がありました生活福祉資金貸付けの特例や、住居確保給付金など、生活保護の上にあるとい

うか、第2のセーフティネットが機能したからだと言われていています。しかし、様々な面で、今日お話ししたように企業の役割もなかなか多くを依存することは難しく、家族に依存することは難しいということになりますと、そういったコロナ禍の特例を公助的な仕組みとしてどう考えていくのか、そして、賃金を支えるというか、これは給付の世界になりますが、住宅あるいは子育て関係など補足的な給付をどう制度化していくのか、さらに例えば住まいの支援、これは空き家対策なども絡みますが、単に住まいを提供する、手当を支給するだけではなく、そこに支援といったものを付けていくか、そういったことが課題になると思っております。

○中里会長

熊谷特別委員、お願いします。

○熊谷特別委員

最初に耳塚先生に質問させていただきます。

一点目は、諸外国の状況について教えていただきたいと思えます。海外の研究などを踏まえて、日本はSESの格差や学力格差が国際的に見たときにどういう状態であって、加えて日本の社会構造などに起因する日本の特殊性のようなものがあるかどうか、といった点などについて、教えてください。

二点目は、政策対応の部分で、諸外国でこういった問題に対して有効な政策対応を行っている国があるのかどうか。もちろん日本が学ぶべき国と学ぶべきではない国というのがあると思えますが、18ページ目で、SESというのは教育問題というよりは社会問題であって、政府や自治体の政策がなかなか及びにくく、所得再分配、雇用政策、福祉政策等で対応するというお話でございましたが、例えば諸外国でよりストレートな形で、この問題に対してピンポイントの政策対応を取って日本が参考にできるようなケースがないのか、という点などについて教えていただきたいと思えます。

菊池先生にお伺いしたいのは、財源の話です。消費税は国民の中でいろいろな議論がございますので、一つのオプションとして、例えば小泉進次郎議員が以前仰っていた、こども保険的なものや、社会連帯基金といった、社会全体に裨益することに対してそれを連帯して支えるといった形で、ある意味でしっかりとした財源を確保することがサステナビリティを確保する意味でも重要だという意見がございますが、その辺りに対するお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

また、住民の連帯のお話や、孤独・孤立のお話など、各論の部分のお話もございましたので、この辺りで、税制面でサポートできることや、もしくは政策提言のようなものがあれば、是非ともご教示ください。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

一点目の御質問で、諸外国の状況等に関して、SESの学力への影響についての国際比

較は、例えば一番知られているものとしてはOECDによる研究があって、発表もされています。それを見ますと、加盟国の中で我が国におけるSESによる学力格差はやや小さめではありますが、非常に小さいというわけでもありません。ですが、この問題を考える上では社会の成り立ちと申しますか、どういう文脈においてその社会が存在しているかということがとても重要な問題で、欧米のように人種・民族などの点で非常に多様な成り立ちであれば、格差は当然大きなものになってきます。それを考えると、人種・民族などの点でこれだけ同質性が高い日本社会で、これだけSESによる格差がある点は、注目しておかなければならないと考えております。

社会の同質性と並んで日本の特殊性でいえば、どういう人々の間で格差が大きいかという点では一つ非常に明確な特徴があって、これは貧困も同じですが、独り親家族において学力が低いという点です。特に母子家庭の問題は深刻で、諸外国と比べてときにも非常に大きな格差が見られます。だから、そこにパッチを当てると結構改善するだろうと思います。その観点から分析をしてみたこともありますが、母子家庭で特に有効と思われたのは雇用政策、つまり、雇用の不安定性が非常に大きな影響を与えていることは分かってまいりました。

二点目の御質問ですが、諸外国における有効な方策あるいは政策について、経済的な政策でいえば、それほど社会による違いがあるわけではなく、所得再分配の問題や雇用の問題が共通性を持って左右されている問題だろうと思います。違っているのは、文化の凸凹をどうやってならすのかということについては一番政策がカバーしにくい領域であります。提案されている方策の中では北欧型と申しますか、質の高い幼児教育を無償で提供することによって文化的な環境の凸凹を小さくできるのではないかと申します。これはある程度可能性はあるだろうと考えております。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

一点目の御質問ですが、こども保険的なスキームは少し無理があるかと思えます。つまり、社会保険の仕組みを使うとなると、保険料の出し手に受益可能性がなければならず、広く薄く保険料を徴収するとなると受益可能性のある世代は限られるため、純粋な保険のスキームは難しいと思えます。そういう意味では、先生のおっしゃった社会連帯基金的なものをつくって、基金も国民が直接そこに拠出するのか、あるいは年金、医療、介護といった保険制度から拠出するのか、いろいろあると思えますが、そういった仕組みの方が実現可能性は高いと思っています。その際のポイントとしては、そこに拠出するのは現役世代、そして、企業だけではなく後期高齢者からの徴収の仕組みも入れる必要があるだろうと思います。医療に関しても後期高齢者医療制度という別立てにしていってしまったので、みんなで後期高齢者を支える仕組みになっていいますが、逆に子供などを支える部分はなくなってしまったので、そういったものももう

一度復活するような仕組みにする必要があるだろうと思います。ただ、その際には、年齢別負担から負担能力別負担へということですので、当然負担能力に配慮したものになっていくだろうと思います。

二点目の御質問については、なかなか難しいのですが、頑張っているNPOなどにさらなる優遇措置みたいなものも考えられるかもしれません。福祉の分野で最近重層的支援体制整備事業が展開されつつあり、縦割りをなくすということで、介護、障害、子供、生活困窮の4つの分野の縦割りを廃してお金を相互に融通して自治体で使えるようにする。その代わりに、例えば相談窓口を1本にそろえるといった取組がされていて、私が高知市にお邪魔したのもその件でございました。ただ、実際にはお金の使い方の面で、使い勝手が悪いという話を自治体から聞きます。介護保険は保険料財源が入っていて、障害は公費で賄われているという縛りがあったりするのだと思いますが、もっと自治体の裁量に委ねるような仕組みになれば良いと思っています。また、使い道を決めないお金を自治体に渡して地域づくりを含めたことに利用してもらうことは、難しいとは思いますが、いかにそういう縛りをなくしていくかが課題かと思っています。

○中里会長

清家委員、お願いします。

○清家委員

教育と所得再分配、特に所得課税との関係についてお二人のお考えを伺いたいと思います。

議論のための議論のような質問になるかもしれませんが、それはどういうことかという、耳塚先生のお話にもありましたように、親の所得は教育機会に大きく影響し、そういう面では親の所得が説明変数になって教育が従属変数になっています。一方では、これは言うまでもないことですが、教育というのは人的資本投資ですから、教育の結果、所得が上昇してそれが投資収益となるので、その面では教育が言わば説明変数で所得が従属変数になります。すると、耳塚先生のおっしゃるとおりだと思いますが、メリトクラシー、特に学歴による所得格差のようなものが許容される前提は、教育の機会が平等になっているというイコールフットィングの条件が満たされていることで、そこではメリトクラシーの前提は親の所得が平準化しているということだと思います。一方で、教育のアスピレーションということからいえば、一生懸命勉強して所得が増えることがアスピレーションを高めるので、そういう面で本人の所得があまりにも平準化してしまうと、高い教育を受けようという動機も減ってしまうかもしれません。したがって、これはもちろん程度の問題になりますが、所得の平準化は教育に双方向の影響を与えるということについてどのようにお考えでしょうか。

菊池先生もまさに同じことかもしれませんが、結果の平等から機会の平等にシフトしていくべきだというお話は、私も含めて多くの人たちの同意するところだと思います。そのときに、機会の平等のためには、親の所得の結果平等が求められるかもしれま

せん。つまり、親の所得に格差があったら機会の平等が実現できません。そういう面という、どうやったら結果の平等とならずに機会の平等が担保できるのかというのはなかなか難しい問題かと思えます。機会の平等確保には相続税があるではないかと言われるかもしれませんが、相続税の相続財産というのは所得の合計、累積であり、便益を受けるのは相続人だとしても、被相続人のモチベーションはできるだけたくさん子供に相続させたいということだとすると、相続税を強化することもアスピレーションに悪い影響を与えるかもしれません。

ということで、所得が教育に対して説明変数だという面と、教育が所得に対して逆に説明変数だという両面あることを考えたときに、今申したような問題が出てくるかと思えますが、どのようにお考えかを伺えればと思います。

○中里会長

それでは、耳塚先生からお願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

御指摘のように、一定の不平等は動機づけのために不可欠であるということは、確かにそう言えるであろうと思えます。ですから、例えば完全な所得の平準化というのは実際にも不可能であります。目標状態とはならないであろうと考えています。むしろお答えを先生からお聞きしたいところではありますが、一つの基準としては、私の報告でも触れましたが、個人の努力によって一定程度挽回が可能な属性の影響かどうかということは、判断の基準になり得るのではないかと考えています。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

私は相続税をもっと上げたほうが良いのではないかと考えておりますが、それとは別に、小さい子供もそうですが、高校、大学の進学という前提で考えると、今、生活保護の改正に向けた議論をずっとしているのですが、その中で、大学生への生活保護支給がテーマに上がっています。確かに大変な状況にある高校生、大学生が大勢いて、最近ニュースにもなっています。ただ、生活保護で支えるというのは筋として違うと思っております。まさにセーフティネットで最低生活を下回った人だけを支える仕組みではなく、月並みになります。大学進学に向けた奨学金制度をはじめ、教育全体の施策の中でより手厚い仕組みを構築していくべきではないかと思えます。下に落ちてきた人だけを支えるのではなく、全体を押し上げるような方向性で考えた方が良いのではないかと思えます。

そういった奨学金、その他の給付も大事ですが、同時に、今日お話しさせていただいた相談支援といえますか、家族を含めた経験や知識も乏しい、家庭環境も違う、そういった子供たちに進学するという道もあるのだとか、進学を目指そうとなった際にどういった準備をしなければいけないとか、そういった寄り添って考えてあげられるような、

それは相談支援の一部だと思いますが、そういったものも充実していく必要があると思います。そのためには、これもよく言われるのですが、教育と福祉、ともすると壁があると多くの方が言われますが、いかに教育と福祉が連携してそういった支援を行っていくかが大事ではないかと思っております。

○清家委員

一点だけ、私も菊池先生が言われたような奨学金制度の充実は本当に大事だと思っております。ただ、それは必ずしも所得課税を強化しなくても他に財源を求めてすることもできるかと思えます。先ほど耳塚先生が言われたような親の所得が子供の教育に影響を与えることを考えると、親の所得の平準化は必要かもしれませんが、貧困な家庭の子供が大学に行けるようにしようというのは、もちろん所得課税を財源とすることもできますが、別の財源でも可能なので、奨学金の問題では先ほど申しましたトレードオフは無いのではないかと思いました。

○中里会長

中空委員、お願いします。

○中空委員

全ての要求にいろいろな財源で手当てできればこんないいことはないのですが、財源にも限りがあって、その中で今ある問題をどう効率的に改善していくかが重要だと思います。例えば子ども手当などを配っても、その子ども手当でディズニーランドに行ってしまうと意味がないと思いますが、どうやれば効率的に問題を解決しつつ、資金を入れ替えていけるのか、お考えをお聞きしたいと思えます。その中で、取りあえず今の状況が悪化する前にやらなければいけない優先順位の高いことがあるとすれば、教えていただきたいと思えます。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

いかにして効率的に届けるか、社会保障法研究者には難しいのですが、二点申し上げますとすれば、そういったディズニーに行ってしまう人もいるかもしれませんが、例えば児童手当が一定水準以上の収入の場合、特例給付が廃止になりましたが、確かにそういう個別の給付と用途の関係性を考えると効率的でない面があるかもしれません。しかし、そもそもこの高齢者中心型の社会保障の中で、現役世代で一定以上の所得のある世代、負担能力別負担とはいえ一方的に徴収されるのみで社会保障の恩恵を受けている実感が持てない、そういう世代の人たちが相当数いるのではないか、そういった人たちが財政的にも社会保障制度を支えているのではないかということで、そうした面からしますと、今、児童手当の例を挙げていますが、例えばディズニーに使うかもしれないが、一定程度そういった子供のいる世帯向けの給付を行うことで、社会保障制度に対する信頼感や将来に向けた持続可能な社会保障をつくっていける基盤づくり

にはなるのではないかと思っております。

もう一点は、先ほど生活福祉資金の貸付けが非常に多くの方に利用されたというお話がありましたが、確かにそれは随分生活の支えになったようですが、もともとのスキームとしては、その人が抱えている課題を相談に応じて一緒に解決していくという相談支援とセットでのスキームだったのですが、殺到したため相談はほとんどできずに貸付けだけが行われた部分が随分あると聞いています。そういった単なる給付あるいは貸付けを行うのではなく、その人が抱えている問題があるとすれば、それを個別に聞き取って必要な制度につなげてあげたり、あるいはそれを一緒に受け止めてあげたり、そういう相談支援を組み込みセットにして行うことで、その効果や、効率的かどうかは直ちには実証できませんが、ただ給付のみを行うということの不安というか、そういうものは一定程度担保できるのではないかと考えます。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

私が申し上げたかったことは、対症療法と構造療法の両面作戦が必要だということ、あくまでも効率的にやるためにどちらかに力を入れるべきだという主張ではありませんが、教育面でどういうことが必要であり効果的であるかということ考えたときに、データを見ていて感じたことがありました。それはどういうことかといいますと、これはあくまでも対症療法の領域で、きめ細かな指導を行うことによってSESの低い層の達成度を上げることは、教員の定数を改善することによって初めて可能になることです。しかし、データを見て調べてみたときに、SESが高い地域と低い地域で教員の数、要するに、少人数指導を行ったときの効果は実は違って、SESの低い地域の方が少人数指導の効果が大きいことが分かってきました。そのときに感じましたのは、これはあくまでも対症療法の範囲での政策ですが、全国一律に考えてお金を投資しようとするのではなく、どこが効率的に投資できるかということをしちんと確かめた上で、この場合でいえばSESが低い地域にたくさん投資をしたほうがより結果が出やすいということが言えますので、選択的な投資という発想はできると感じました。

○中里会長

辻委員、お願いします。

○辻委員

耳塚先生の教育のお話は、データに基づいた確かな結論で、非常に示唆に富んでおり、大変勉強になりました。これまで関連データを扱われた感触や、実際に操作されての先生のフィーリングをお伺いしたいのですが、端的に二点あります。

一点目は今回出された傾向について、SESの方が学習時間よりも効いているとか、回答率におけるもともとの格差が傾向的に強くなっているのか弱くなっているのかということです。傾向的にどちらになっているのか教えていただきたいと思います。

二点目はこれに関連して、長い目で見ると高校にはほぼ全員行くようになりまして、大学も望む人に対してはほぼ全入の状況になっています。ただし、大学進学率は残念ながらOECDの中で見ても決して誇れるような状況になっていません。このような状況が、今の傾向に対して改善する方向で作用するのか。それとも、逆に大学院進学率も欧米と比べて低いので、グローバル化の中で教育格差が広がっていくような傾向になっていくのか。先生の感触をお聞かせいただきたいと思います。

菊池先生のお話で、地域基盤や家族基盤がなくなっていく中で、孤独・孤立の問題が田舎や都市にかかわらず非常に深刻になってきているという問題提起は、私も全くそのとおりだと思っております。そうした中で、特に政府でやるべきことと民間レベルでやるべきことが非常に複雑に絡んでいるところがまた難しいところだと思っており、若年者の問題もあるのですが、税財政の関係からすると、とりわけ高齢者の問題が気になります。お金には困っていない高齢独居の方のなかには、過度に節約してしまう方がおられたり、逆に民間事業者のいろいろ勧誘に乗ってしまって、使いすぎて失敗してしまうこともあります。後見人制度もありますが、この制度はかなりしっかりできているので、使いづらいという状況もあり、都会でも田舎でも、経済的には困っていないのだが、必ずしもうまく暮らしていけない高齢独居の人たちが生まれてきているように思います。このような人たちに対して、保険の制度や税財政の制度などを工夫して支えられるような制度が可能なのか、それともこれは個人の問題なので、あまりこれ以上踏み込んで何かできないのか、その辺りをお聞かせいただけたらと思います。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

一点目の御質問ですが、SESと学力の関係が歴史的・時系列的に見て強くなっているかどうかという問題について、データはございません。ある範囲で検討しますと、第1回目の保護者調査と第2回目の保護者調査を使ってSESの影響を比較してみたところ、教科によって学年によってばらつきのある結果が出ました。つまり、一定の方向に変化している傾向を見いだすことはできません。多分10年とか20年とかもう少し長い時間の間隔を取って見たときに、ようやく見えてくる事柄ではないかと思います。もう少し時間的な間隔を長く取って見たときにどうなっているかを考えてみると、90年代以降、SESの影響力は大きくなる方向に変化してきたのではないかと予想しています。データがあるわけではありませんが、非正規の層が拡大をしてきたことはとても大きな影響があったのではないかと想像します。

二点目の御質問ですが、高等教育進学率が半数を超えて、普遍化した高等教育の時代になってきて、今後格差は拡大していくかどうかという問題であります。2つ考えなければいけない要素があって、高等教育の進学率は今後も拡大していくかどうかを考えると、歯止めがかかってしまっていて、今後は大卒層とそうではない層との分化

が注目すべき現象として出てくるのではないかと思います。そうすると、大卒の層とそうでない層との教育志向や、学業にどれだけ重点を置くかといったことの違いは、大きくなることはあっても小さくなることはあまり考えられないのではないかと思います。もう一つ考えなければいけない点は、大卒か高卒かといった学歴の問題だけでなく、学校歴による格差の問題にも注目していかなければいけなくなっていくと思います。ひょっとすると一部のエリート大学とそうでない人々といった分け方も可能になるかもしれないと感じています。ですから、予想としては、格差が小さくなることはあまり考えにくく、大きくなる可能性はあるのではないかと感じております。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

貧困ではなく一定の資産のある高齢独居の方の資産の活用といった問題について、ジェロントロジーの知見を借りつつ金融機関や研究者が一定の研究活動をされているのは承知していますが、私の専門領域ではありませんので、そちらの知見は持ち合わせておりません。私の立場から申し上げますれば、成年後見のお話が出ておりましたが、現行の成年後見制度は非常に使い勝手がよくないと思います。代行決定といわれるように、成年後見制度を利用すると突然ハードルが上がるためなかなか増えないのですが、今年の3月に、第二期成年後見制度利用促進基本計画がまとまって、その中で代行決定から意思決定支援へという、あくまで本人の意思決定を重視しそれを支援していくという考え方の転換を図ることとされました。そのための権利擁護支援という考え方を打ち出して、恐らく今後、現在の成年後見制度の枠組みを変えるような議論になるのではないかと考えています。そうすると、今のように後見人をつけると自分では何も決められない、代理人に任せるだけというようなことではなく、段階的に、このぐらいの認知能力であればこのぐらいの仕組みを使えるようにしましょうといった使い勝手のよりよいものになることが期待されます。少し時間はかかるかもしれませんが、法制度もそちらの方向に行くのではないかと期待しています。

○中里会長

秋池特別委員、お願いします。

○秋池特別委員

まず耳塚先生に対して、教育は効果が出るまでの時間差があるものですから、過去の在り様とこれから来る人たちについての将来のデータを比較しなければいけないようなところがある中での御研究で、それでも非常に勉強になっているのですが、大学に進学する方が増えていく中で、例えば3ページ目に生涯賃金の表がございますが、もちろん賃金だけを結果指標にするのもいけないとは思いますが、ただいまの辻先生の御質問に対する御回答の中で、学歴以上にもしかしたら学校名の差になるかもしれないというお話がありました。民間企業においては、もちろん大卒もそうなのですが、

専門高校卒や高専卒の方は非常に求められていて、引く手あまたなのです。これはもしかしたら時間差で何か出てくることもあるのではないかということも感じました。

質問は、SESの正答率が10から20ポイント違うというこの差は、結果として何を表すのか。例えば10ポイント高い方は大学に行けるが低い方は行けないとか、具体的に何が表れるのかを教えてください。と思います。

菊池先生に対して、一回的・一方的な給付と並んで継続的・双方向的な相談支援の重要性をおっしゃっておられますのと、自律をキーワードとしてお教えいただきました。この自律を引き出すためには、あまり短絡的に税に絡めてもいけません。どんな税の仕組みがあり得るのか。例えば一つの例として、生活保護はハードルが高いが、一度入ってしまうと抜けにくいというお話もあり、こういったところに対して働きかけるにはどうしたらいいか、お考えがあれば教えてください。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

一言で言えば、学力と学歴あるいは学校歴の間には、ズレが存在すると思います。ですから、ストレートに学力の違いが将来の賃金の違いあるいは社会的な地位の違いに結びつくわけではなく、曖昧さの中で関連が存在しているということだと思います。ですから、例えばあるテストで20ポイントの学力の差異が見いだされたときに、それが将来どのような影響を与えるかといったところで、その問いに対して、明確に学校歴が違う、学歴が違うと申し上げることはできません。ただし、確率的に一定程度高学歴となる確率、あるいは有名校の卒業生となる確率は影響を受けて、正答率が低いほどその確率は低くなるであろうということと言えるだろうと思います。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

税制と絡めた話は私の能力を超えてしまうのでお許しいただければと思いますが、生活保護制度は入りにくくて出にくいと言われて久しいですが、誰もが就労、雇用労働に就いて経済的に自立していく、みんながそれを目指さなければならないということにはならないと思いますが、そこまでは行けないけれども自分なりに所得を得ながら補足的に生活保護を受けて地域で暮らしていくのもその人らしい生き方であり得ると思いますので、何が何でも就労自立ということではないと思います。現役世代の方であれば一つの目標として就労というものがあり、そのための支援を行っていく。生活保護の給付と同時にケースワーク、就労支援も含めた支援を行っていくこと。今まで生活保護ではそうした支援の部分が弱かったわけで、いきなり就労は難しい方もいらっしゃると思います。まずは昼夜逆転の生活を直して、きちんとした受け答えができる、人とコミュニケーションが取れる、その上で就労という話になります。きめ細かな支援

が必要になります。そういった支援も給付と並んでしっかりサポートしていくことが大事だと思います。

生活保護に関して、高齢者の方に関しては就労自立の話には必ずしもならず、高齢の受給者に対する支援の在り方と若年者に対する支援の在り方は制度的に分けるといふ考え方もあり得ると思います。私は生活困窮者支援及び生活保護部会の部会長を拝命しているので、あくまでも一つの考え方ということで申し述べさせていただきます。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

耳塚先生に二点、菊池先生に一点質問させていただきたいと思います。

まず耳塚先生に対する一点目の質問は、テクニカルなところではありますが、資料の14ページ目で、私も非常に目からうろこな話でありましたが、Lowest SESの中でよく勉強する層での平均正答率がHighest SESで全く勉強しない層の平均正答率よりも低いということでした。また、9ページ目を拝見すると、Lowest SESの変動係数の方が高く、Highest SESの変動係数の方が低く、Lowest SESの正答率のばらつきが大きいということで、Lowest SESの平均正答率は確かに平均で見るとそうなのですが、どれぐらいLowest SESで3時間以上勉強する人たちのばらつきが大きいのが気になりましたので、もしデータがあれば教えていただきたいと思います。13ページ目を見ますと、確かにLowest SES全体では変動係数が高いですが、学習時間別の平均点を見ると、Lowest SESで一番高いものと低いものを比べると15点ぐらいしか差がないのに対して、Highest SESはむしろ学習時間別に見たときの平均正答率のばらつきが20点ぐらいと大きく見えます。もちろんこれは階級に分けたからそうだというだけだと思いますが、実際のところはどのようなデータになっているかを教えていただきたいと思います。

二点目の質問は、教育、特にSESの低い層に対しての働きかけということで、税財源を用いながらどのように教育をしていけばいいかという議論はそれぞれの委員から御質問があったのですが、構造療法として義務教育の開始年齢を早めることに効果があるかどうか。今は確かに幼児教育無償化になって、税財源がそこに充てられています。別に親が行かせなければ幼児教育を受けないという選択があり得る状態でありませぬ。しかし、義務教育の開始年齢を引き下げると、親が教育させなければいけませんので、今は6歳に達した後、最初の学年から始まりますが、それよりも早めることに効果があるかどうかというところについて御意見を承りたいと思います。

菊池先生にも1点質問があり、資料の6ページ目で、社会保障の目的に個人の自律の支援というものを据えるという考え方は、大変すばらしいと思いますし、強く支持をしているところであります。それを受けて、10ページ目で相談支援の必要性ということで、そこは私も非常に論理的にもつながっているところではないかと思うのです。

が、相談支援を今後さらに強化していく上で、社会保険料でその財源を賄うことが必ずしもなじまない面もあるのではないかと思います。そうすると、税財源で賄うということで、先生のお考えとマッチするのでしょうか。

さらに、恐らくこの相談支援は、実地には地方自治体が絡まないといけなくて、国が直轄で一律にやるというよりは、各地域それぞれでやるということになると思います。そうすると、もちろん国税でバックアップすることもあります。地方税でほかの市町村ではやっていないけれども、うちの市町村では積極的にやるというケースもあり、そうすると、追加の税財源が必要になって、介護保険料のように多少その部分において地方税で税負担が重いところと軽いところがある。つまり、介護保険料が各市町村で違うことと同じようなことが、相談支援をめぐる税財源の確保というところで、地方税においてあってもよいと捉えておられるのか、そこまでやるのは酷だと思われるのかという辺りをお伺いできればと思います。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

一点目の御質問について、御指摘のように、SESが低い層の方が学力のばらつきは大きくなる傾向が確かにございます。14ページ目に示したものは、あくまでも平均値で見たときに、一番低い層と一番高いSESの層でどういう違いがあるかを示したものにすぎません。ですから、平均値で見た場合よりも実際にはこれを上回るLowest SESの子どももいますし、下回る者もいるので、もう少しばらついた感じになります。

学習時間の影響はSESの高い層の方が大きいというのは事実としてまさにそのとおりであります。ですが、これはSESが高い方が学習時間の効果が高いというよりは、SESが低い層で学習時間が伸びても学力が伸びない層が多くなる側面のほうが強く、そういう傾向がこのグラフでも見えますが、そのように解釈をした方が良いのではないかと思います。

二点目の御質問は、義務教育年齢の引下げについてで、この点についての判断は、もう少し大規模なパネルデータなどを扱って、幼児教育の効果、将来的な効果についてもきちんと把握した上でないと何とも言えませんが、恐らくは文化的な環境の凸凹をできるだけ早期からならしてやることの効果はあると思われれますので、まだデータの検討が必要ではありますが、SESによる学力差は小さくなる方向に作用する可能性はあるのではないかと思います。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

まず、相談支援の費用を社会保険料ではなく公費に求めることについては、基本的にはそうではないかと思っております。ただ、現在でも介護保険では地域支援事業と

いう給付以外の事業として様々なことが行われており、その中で地域包括支援センターを設置したり、例えば健康体操あるいは地域づくりといったものまで入っていたりしています。しかも、そこに保険料財源が投入されているということで、できなくはないと思いますし、将来的には介護保険を若年障害者に、つまり、40歳未満に拡大していくということが一つのあり得る選択肢になるとすれば、それが障害の方まで拡充していく可能性もあるのではないかと考えております。

私は税のことは門外漢ですが、基本的には地域格差があってもいいのではないかと考えております。健康で文化的な最低限度の生活は全国一律に保障する義務がありますが、それを越えた部分での施策は、自治体の判断・力量がある程度これからの時代はあって仕方ないというか、それを住民が選んでいくということで良いのではないかと考えています。それに満足する住民もいるでしょうし、それによって健康度が上がって介護保険料が下がるといったこともあるかもしれません。ですから、差はあっても良いのではないかとというのが私の考えです。

○中里会長

寺井委員、お願いします。

○寺井委員

私がお伺いしたいのは、教育でデジタル化を進めたときにどういう影響が出るかということと、行政が何に気をつければいいかということです。コロナ禍で随分ITの利用が進んだと思いますが、常日頃から自分用のパソコンを持っていたり、タブレットを持っていたり、Wi-Fi環境がすごく整備されているという家庭と、そうでない家庭では、適応の速さや教育の効果に差が出るのではないかと考えています。

耳塚先生には、もし今後も教育のデジタル化を進めたとしたらSESがどのように影響するのかということと、行政が何に気をつければいいのかということをお伺いできたらと思います。

菊池先生には、ソーシャルネットワーク、社会関係資本、地域社会がどういう働きをすることができるのかをお伺いできたらと思います。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

教育の領域でデジタル化を進めたときに何が起きるのか、特にSESとの関係でお答えしたいと思いますが、これは一部既にコロナ禍における調査データがありまして、SESによる1人に1台端末を均等に配った場合であっても、その活用の度合いは家庭によって随分違っていたという結果が出ていて、当然ですが、SESが高い層ほどより活用しており、親もそのように仕向けているということは結果として出てきております。

もう一つの側面は、自治体による格差も拡大していくであろうということで、これはデジタル教材・教科書だけではなく、デジタル化された教材をお金を出して買う必

要が出てまいります、現時点でも自治体によって富裕な自治体ではデジタル教材等を良いものを買入れることが可能であるのに対して、富裕ではない自治体ではそれが制約されるので、非常に単純なものしか購入できないといった格差があります。こう考えると、家庭のSESによる格差と同時に、自治体による格差の拡大が懸念されるところで、自治体だけに任せておいてうまくいくかどうかということは慎重な検討を要すると思われました。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

教育のデジタル化は、地域でどういう取組があるかというご質問でよろしいでしょうか。

○寺井委員

例えば学校でも進んでいると思いますが、地域社会や、地域規模での人と人とのつながりの中で何か補完するような働きができないか、お伺いしたいと思っています。

○菊池早稲田大学教授

地域での活動は直ちに教育を前提とした活動ばかりでは必ずしもないかと思いますが、教育ということであれば、教育に特化した様々なNPOが教育支援に取り組んでおられ、学生も含めていろいろなボランティアの方が関わっていらっしゃいます。そういう取組をさらに推進していく、後押ししていくというのが一つあると思います。地域活動そのものからいいますと、教育そのものというよりは、教育の前提になる生活そのものを支えるというか、最近子ども食堂がはやったりしていますが、栄養面も含めた部分で、地域の子供たちを支えていく取組が主になるかと思えます。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

地域や地域コミュニティとの関係についてお聞きしたいと思います。

耳塚先生からは、地域によってSESの低い地域があったり、行政の課題があったりというお話がありましたが、地域の影響は、経済資本、文化資本、社会関係資本の3つのうち、どの要素に一番影響力があるのかお聞きしたいと思います。

菊池先生には、地域コミュニティの再生など地域の最適化システムをつくっていくためどういうことが必要なのか、中小企業・地域企業の役割はどういったものがあるのか、御示唆いただきたいと思っています。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

どういう地域であっても、経済、文化、社会関係という3つの資本の影響はいずれも

あるとしかお答えが難しいかと思えます。確かに社会関係資本の影響は、地域によって結構違うということは事実としてありますが、地域の中では、例えば東京23区内でもホワイトカラーがほぼいないような学区が実際にあり、そういうところでは経済資本と文化資本の影響はとても大きいと考えざるを得ません。一般的に考えて、地域というと社会関係資本のことを思い浮かべてしまいますが、経済資本や文化資本の影響も重要であると感じています。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

地域で活動している企業であればなおさらですが、企業自体が何らかの経済的な面も含めて地域活動、地域での取組に対して支援をしていくことが考えられますが、他方で、従業員が地域で様々な活動をしていくことを、サポートとまで言わなくても、そういう取組をしやすい体制をつくっていくということもあるかと思えます。テレワークで在宅時間が増えて、地域との距離が縮まった面はあるかと思えますが、地域でいろいろな取組をしている中でよく言われるのは、平日はお母さん方と高齢者がいろいろな活動に従事しており、結局、会社員は週末と夜間ということになってしまっているということです。お母さんたちと高齢者の方は、夜は休む、あるいはいろいろと家でやることのあるのだと。だから、従業員が地域で活動したいというときに、夜間と週末だけという枠組みでは、地域の人々の動き方とはマッチしない面がどうしてもありますので、ここをどうすり寄せていけるかが企業にとっての真の意味での地域での取組、貢献ということになるのではないかと。ハードルは高いですが、そのように思います。

○中里会長

刀裃館委員、お願いします。

○刀裃館委員

耳塚先生にお聞きしたいのですが、先ほどデータを示していただけてはっきり分かることとして、一点目は、家計年収と大学進学率にははっきりとした相関関係があるということ。二点目は、学歴と生涯賃金にも相関関係があるということ。三点目は、世帯収入と学力にも相関関係があるということです。ただ、学力の違いと生涯賃金とは必ずしも結びつくわけではなく、相関関係がはっきりしないということかと思えます。つまり、学力はあっても家計収入など経済的理由から大学進学を諦める人が結構いるのかどうかということです。もしそうであれば、学力全体を小学校、中学校と高めていく努力に加えて、学力はあっても経済的理由で大学進学を諦める人に対する経済的・財政的支援、つまり、大学に合格する力があれば大学に関連する費用なり生活費なりを補助するといった施策は、有効とお考えかお聞きしたいと思えます。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

最初に、学力と生涯賃金の間に相関がないわけではなく、相関はあります。ただし、直接の学力による生涯賃金は、学歴と生涯賃金の関係に比べるとばらつきはやや大きめになるだろうということです。

次に、高校の段階から、例えば経済的な支援を行うことは有効であることに変わりはありません。お金がないことを直接の理由として、大学に進学できないという問題を抱えている高校生にとっては、とても重要な支援であろうと思います。ですが、もう一つ、学力あるいは進学意欲はもっと低年齢の段階から影響を受けてしまう問題であって、高校の段階で経済面で手当てすれば解決できる問題とは全然違うということです。

○中里会長

沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

耳塚先生と菊池先生に一点ずつお伺いできればと思います。

まず、菊池先生のお話で、社会保障について、自己肯定感、自己実現を軸として、自分が発揮できる環境を整えることが大事だということは大変共感いたしました。

そういった観点から、まず耳塚先生にお伺いしたいのですが、学力格差について、自分は学力が低いという、学力という物差しがあること自体が、ある種の子供たちの自己肯定感の低下につながってしまうようなところがあって、例えば言語計算、記憶などが育まれていくことが自己実現につながっていくということがきちんと見えるのかどうかということです。そういうところにつながっていくような環境や、何かわくわくするようなものは育まれるのかということで、文化資本や経済資本という話もあったかと思います。そのように考えたときに、先ほど構造療法という話でしたが、そういった所得あるいは文化的な環境を整えることもさることながら、子供たちが自分というものの自己実現につなげていくための価値判断、自分を判断するための物差しや軸を複数持つことが大事なのではないかと思います。実は、社会関係資本というのは、ある種そういう役割を担う側面もあるのではないかと思います。なかなか数字として出にくいものかもしれませんが、その辺りについて何かお考えがありましたら御教示いただきたいと思います。

菊池先生への御質問ですが、私が以前オランダにいたときに、生活保護をもらっている方が、自分は生活保護をもらっているがそこからきちんと税も払っており、一旦受け取った給付から納税をしているというところがある種スティグマを排除する一つの作用にもなっているのかと思いました。当然手続的にはコストが非常にかかる仕組みではありますが、そういったことも含めて、一人一人が自己肯定感や自己実現を考えていく上での社会保障の在り方、給付の在り方として、先生のお考えを教えてくださいたいと思います。

○中里会長

耳塚先生、お願いします。

○耳塚青山学院大学特任教授

非認知的な能力が重要であることは間違いございませんが、それは認知的な能力が不要だとか無意味であるということとは全く別のことであって、非認知的な能力の側面も十分に考慮する必要がある、それも将来の成人としての生活をする上で重要であると理解すべきだと思います。

○中里会長

菊池先生、お願いします。

○菊池早稲田大学教授

さすがに生活保護給付に上乘せをしてそこから納税するというのはコスト的にも難しいと思いますが、今後の社会保障改革の中で、個人は単に受益的に給付を受けるだけでなく、負担と給付を前提に考えますので、例えばそういう方向に行ってほしくはないですが、年金課税の問題があり、公費負担分を減額するのではなく、アメリカのように、給付をしてそこから税として徴収することによって、抛出に対する給付はしっかり受けて、その上でさらに負担能力に応じて負担をする。個人の在り方としてはその方が適切なのではないかと考えております。

○中里会長

ありがとうございました。

本日も多くの皆様から御意見や御質問をいただき、非常に活発な意見交換ができたと思います。

改めまして、耳塚先生と菊池先生には、本日は貴重なお時間を頂戴いたしまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日の議事はこれで終了となります。

次回の総会について、先般6月の総会において、有識者の方から「税に関する総論的議論」の一環として「租税原則としての公平」について法的な側面からの御示唆をいただきましたので、同様に、総論的議論として「租税原則における中立」に関して経済学的な視点からの御示唆をいただければと考えております。

そのほか、これまで有識者ヒアリングを複数回行ってまいりましたので、この辺りで一旦事務局にお願いして、これまでの有識者ヒアリングをごく簡潔にまとめていただいた上で、そのエッセンスを皆様と共有できればとも考えております。後ほど事務局とも御相談させていただきます。

本日の会議の内容は、この後私から記者会見で御紹介したいと思います。

お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。

[閉会]